

混ぜればごみ、分ければ資源!

「雑がみ」の分別収集にご協力ください

「雑がみ」とは、新聞紙・雑誌・ダンボール以外のリサイクルできる雑多な古紙のことです。

リサイクルできる「雑がみ」が、「可燃ごみ」として各家庭から出されるケースが多く見受けられます。

お菓子などの箱・コピー用紙・包装紙なども大切な「資源」となります。

「雑がみ」の分別を徹底していただくことにより、可燃ごみは減少し、ごみの減量化に大きな効果がありますので、ぜひご協力ください。

「雑がみ」とは

紙製容器包装およびその他の紙、紙箱、包装紙、封筒、メモ用紙などリサイクルできるさまざまな古紙のことです。



【雑がみの種類】

紙箱類	ティッシュペーパーの紙箱、ラップなどの紙箱、お菓子の箱、薬や化粧品の箱、タバコの紙箱など ※ティッシュペーパーの紙箱のビニール部分、ラップなどの箱に付いている金属刃の部分は、不燃ごみで出してください。
カップ、筒など	飲料用の紙容器、お菓子の紙容器、アイスの紙容器、紙コップ、ラップやトイレットペーパーなどの芯など ※筒状の底についている金属部分は取って、不燃ごみで出してください。 ※アイスの容器にはプラスチック製品もあります。
紙袋、封筒類	デパートなどの紙袋、手提げ用紙袋、封筒、のし袋、病院の薬袋など ※手提げ袋の持ち手が、ビニール製または布製の場合は取り外してそれぞれ不燃ごみ、可燃ごみで出してください。 ※窓付き封筒のプラスチック部分は取って、不燃ごみで出してください。
シュレッダーごみ	シュレッダーごみ ※中身が確認できるよう透明のビニール袋に入れて出してください。 ※ホチキスの針、プラスチック、ビニールなどは混ぜないでください。
その他	メモ用紙、コピー用紙、カレンダー、ポスター、レシート、洋服などの台紙、包装紙 ※カーボン紙（宅配便の送り状など）、感熱紙タイプのレシートやファックス用紙は、可燃ごみで出してください。

出し方について

1. 細かい雑がみは、紙袋や大きな目の封筒などに入れて、古紙の収集日に出してください。散乱防止のため、持ち手を縛っていたり、ガムテープまたはホチキスなどでとめてください。
2. シュレッダーごみは、中身が確認できるよう透明のビニール袋に入れてください。市指定「不燃ごみ」「空き缶」の袋（透明の袋）も使用できます。その場合には、「不燃ごみ」「空き缶」の文字は消して出してください。

注意事項

1. 飲食用の雑がみは、中をすいでもら出してください。汚れがひどいものは可燃ごみで出してください。
2. ティッシュペーパー、キッチンペーパー、濡れティッシュ、特殊な加工がされているもの、カーボン紙（宅配便の送り状など）、感熱紙タイプのレシートやファックス用紙は、雑がみとして出せません。

農業用使用済ポリエチレンの収集について

農業用使用済ポリエチレンを安全かつ適正に処理するため、県・市・農業団体・排出農家が一体となって経費を負担し、農業用使用済ポリエチレンの収集を実施します。なお、適正処理をするため、リサイクル収集以外の廃プラスチック（ブルーシート・塩ビ管など）を持ち込まないよう協力願います。

▼収集対象物

- ・農業用ポリエチレンフィルム（農ポリ）、マルチフィルム、肥料空袋、マイカ線、育苗箱など
- ※農ビ、異物が混入しているもの、金具などがついているものは回収しません。

問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111（内線8137）

▼収集日時 2月21日（月）午前9時～午後4時まで

※収集対象物は、当日の指定時間内に持ち込みください。時間外は、受け付けできません。

▼収集場所 茨城みなみ農協カントリーエレベーター

▼農家負担金

1戸当たり 処理料1500円（1t未満）※申し込みの際、印鑑と負担金をご持参下さい。

▼申込期間

2月1日（火）～18日（金）まで（土日、祝日を除く）

問 谷和原庁農政課

☎58・2111（内線8154）